第三者評価共通評価基準（母子生活支援施設解説版）　新旧対照表

別添５－１

| 改定後 | 現行 |
| --- | --- |
| **Ⅰ　支援の基本方針と組織**  Ⅰ－１　理念・基本方針  Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。  1　Ⅰ－１－（１）－①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、**こどもと母親**への周知が図られている。  ｂ）法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。  ｃ）法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 |   評価の着眼点  （略）  □理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、**こどもと母親**への周知が図られている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、**こどもと母親**への周知が十分に図られていることを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  【理念と基本方針】  ○支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、支援する法人、施設の理念・基本方針において、**こどもと母親**の人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。  （略）  ○基本方針は、理念に基づいて施設の**こどもと母親**に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。  ○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや**こどもと母親**への接し方、支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。  ○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、**こどもと母親**、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。  （略）  【職員の理解】  ○理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。  （社会的養護共通）  ○社会的養護は、**こども**が権利の主体であること、**こども**の最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。  【**こどもと母親**への周知】  ○理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、**こどもと母親**、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、**こどもと母親**に対して理念や基本方針を周知することによって、支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。  （３）評価の留意点  （略）  ○**こどもと母親**への周知については、訪問調査において**こどもと母親**への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある**こどもと母親**など、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。  （略） | **Ⅰ　支援の基本方針と組織**  Ⅰ－１　理念・基本方針  Ⅰ－１－（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。  1　Ⅰ－１－（１）－①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、**母親と子ども**への周知が図られている。  ｂ）法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。  ｃ）法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 |   評価の着眼点  （略）  □理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、**母親と子ども**への周知が図られている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、**母親と子ども**への周知が十分に図られていることを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  【理念と基本方針】  ○支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、支援する法人、施設の理念・基本方針において、**母親と子ども**の人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。  （略）  ○基本方針は、理念に基づいて施設の**母親と子ども**に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。  ○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや**母親と子ども**への接し方、支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。  ○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、**母親と子ども**、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。  （略）  【職員の理解】  ○理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。  （社会的養護共通）  ○社会的養護は、**児童**が権利の主体であること、**子ども**の最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。  【**母親と子ども**への周知】  ○理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、**母親と子ども**、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、**母親と子ども**に対して理念や基本方針を周知することによって、支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。  （３）評価の留意点  （略）  ○**母親と子ども**への周知については、訪問調査において**母親と子ども**への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある**母親と子ども**など、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。  （略） |
| Ⅰ－２　経営状況の把握  Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。  2　Ⅰ－２－（１）－①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □**こどもと母親**の数・**こどもと母親**像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする**こどもと母親**に関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。  □定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする**こどもと母親**の推移、利用率等の分析を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、**こどもと母親**に良質かつ安心・安全な支援に努めることが求められます。  ○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、**こどもと母親**の数・**こどもと母親**像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする**こどもと母親**に関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅰ－２　経営状況の把握  Ⅰ－２－（１）　経営環境の変化等に適切に対応している。  2　Ⅰ－２－（１）－①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □**母親と子ども**の数・**母親と子ども**像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする**母親と子ども**に関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。  □定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする**母親と子ども**の推移、利用率等の分析を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、**母親と子ども**に良質かつ安心・安全な支援に努めることが求められます。  ○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、**母親と子ども**の数・**母親と子ども**像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする**母親と子ども**に関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 3　Ⅰ－２－（１）－②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。  （略） | 3　Ⅰ－２－（１）－②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。  （略） |
| Ⅰ-３　事業計画の策定  Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  4　Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  【中・長期の収支計画】  ○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。  ○収支計画の策定にあたっては、入所する**こどもと母親**の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。  （３）評価の留意点  ○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の**こどもと母親**に関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－２　経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。  （略） | Ⅰ-３　事業計画の策定  Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  4　Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  【中・長期の収支計画】  ○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。  ○収支計画の策定にあたっては、入所する**母親と子ども**の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。  （３）評価の留意点  ○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の**母親と子ども**に関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－２　経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。  （略） |
| 5　Ⅰ－３－（１）－②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  （略） | 5　Ⅰ－３－（１）－②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。  （略） |
| Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。  6　Ⅰ－３－（２）－①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては**こどもと母親**の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や**こどもと母親**の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。  ○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、**こどもと母親**や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。  6　Ⅰ－３－（２）－①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては**母親と子ども**の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や**母親と子ども**の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。  ○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、**母親と子ども**や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 7　Ⅰ-３-（２）－②　事業計画は、**こどもと母親**に周知され、理解を促している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）事業計画を**こどもと母親**に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。  ｂ）事業計画を**こどもと母親**に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。  ｃ）事業計画を**こどもと母親**に周知していない。 |   評価の着眼点  □事業計画の主な内容が、**こどもと母親**に周知（配布、掲示、説明等）されている。  □事業計画の主な内容を**こども**会や母親会等で説明している。  □事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、**こどもと母親**がより理解しやすいような工夫を行っている。  □事業計画については、**こどもと母親**の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、事業計画が、**こどもと母親**に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （5種別共通）  ○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、**こどもと母親**の生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を**こどもと母親**に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  （母子生活支援施設）  ○事業計画は、**こどもと母親**への支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、**こどもと母親**に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  ○事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の**こどもと母親**の生活に密接にかかわる事項をいいます。  ○**こどもと母親**への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。  ○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、**こどもと母親**の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。  （３）評価の留意点  ○評価方法は、訪問調査において**こどもと母親**への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、**こどもと母親**に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。  ○**こどもと母親**への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。  ○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「ｃ」評価とします。 | 7　Ⅰ－３－（２）－②　事業計画は、**母親と子ども**に周知され、理解を促している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）事業計画を**母親と子ども**に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。  ｂ）事業計画を**母親と子ども**に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。  ｃ）事業計画を**母親と子ども**に周知していない。 |   評価の着眼点  □事業計画の主な内容が、**母親と子ども**に周知（配布、掲示、説明等）されている。  □事業計画の主な内容を**子ども**会や母親会等で説明している。  □事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、**母親と子ども**がより理解しやすいような工夫を行っている。  □事業計画については、**母親と子ども**の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、事業計画が、**母親と子ども**に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （5種別共通）  ○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、**母親と子ども**の生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を**母親と子ども**に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  （母子生活支援施設）  ○事業計画は、**母親と子ども**への支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、**母親と子ども**に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  ○事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の**母親と子ども**の生活に密接にかかわる事項をいいます。  ○**母親と子ども**への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。  ○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、**母親と子ども**の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。  （３）評価の留意点  ○評価方法は、訪問調査において**母親と子ども**への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、**母親と子ども**に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。  ○**母親と子ども**への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。  ○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「ｃ」評価とします。 |
| Ⅰ－４　支援の質の向上への組織的・計画的な取組  Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  （略） | Ⅰ－４　支援の質の向上への組織的・計画的な取組  Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  （略） |
| **Ⅱ　施設の運営管理**  Ⅱ－１　施設長の責任とリーダーシップ  Ⅱ－１－（１）　施設長の責任が明確にされている。  （略） | **Ⅱ　施設の運営管理**  Ⅱ－１　施設長の責任とリーダーシップ  Ⅱ－１－（１）　施設長の責任が明確にされている。  （略） |
| Ⅱ－１－（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。  12　Ⅱ－１－（２）－①　支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○社会的養護関係施設は、**こどもと母親**が選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ－１－（２）　施設長のリーダーシップが発揮されている。  12　Ⅱ－１－（２）－①　支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○社会的養護関係施設は、**母親と子ども**が選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。  （３）評価の留意点  （略） |
| 13　Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。  （略） | 13　Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。  （略） |
| Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成  Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  14　Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  **（社会的養護共通）**  **○人材確保のための取組としては、高校・大学・養成校などの学校等に講義に行くなどの学習等への協力（職員の派遣等を含む）などを通して施設についての周知啓発を行うことも考えられます。**  **（社会的養護共通）**  **○施設の人材確保においては、施設で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識について、施設や自治体のWEBサイトやSNS等を活用して広報啓発を実施していくことも考えられます。**  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成  Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  14　Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  （略） |
| 15　Ⅱ－２－（１）－②　総合的な人事管理が行われている。  （略） | 15　Ⅱ－２－（１）－②　総合的な人事管理が行われている。  （略） |
| Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。  （略） | Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。  （略） |
| Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。  （略） | Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。  （略） |
| Ⅱ－２－（４）　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  ２0　Ⅱ－２－（４）－①　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな**こどもと母親**への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。  （３）評価の留意点  ○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、**こどもと母親**への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。  ○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する**こどもと母親**への配慮等について聴取します。  （略） | Ⅱ－２－（４）　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  ２0　Ⅱ－２－（４）－①　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな**母親と子ども**への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。  （３）評価の留意点  ○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、**母親と子ども**への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。  ○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する**母親と子ども**への配慮等について聴取します。  （略） |
| Ⅱ－３　運営の透明性の確保  Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21　Ⅱ－３－（１）－①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設においては、支援を必要とする**こどもと母親**がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。  （略）  ○支援を実施する施設に対する、**こどもと母親**、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ－３　運営の透明性の確保  Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21　Ⅱ－３－（１）－①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設においては、支援を必要とする**母親と子ども**がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。  （略）  ○支援を実施する施設に対する、**母親と子ども**、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。  （３）評価の留意点  （略） |
| 22　Ⅱ－３－（１）－②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  （略） | 22　Ⅱ－３－（１）－②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  （略） |
| Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献  Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。  23　Ⅱ－４－（１）－①　**こども、母親**と地域との交流を広げるための取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こども、母親**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。  ｂ）**こども、母親**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。  ｃ）**こども、母親**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 |   評価の着眼点  □地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。  □**こどもと母親**の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。  □施設や**こどもと母親**への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。  □**こどもと母親**の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の**こどもと母親**のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。  （母子生活支援施設）  □学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こども、母親**の地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、**こどもと母親**の活動範囲を広げるための大切なプロセスです。  ○施設においては、**こどもと母親**の地域活動への参加を推奨し、**こどもと母親**が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。  ○**こども、母親**と地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、**こどもと母親**の地域への参加は大きな意味を持つといえます。  ○**こどもと母親**の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の**こどもと母親**のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。  （社会的養護共通）  ○**こどもと母親**の地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）  （略）  （母子生活支援施設）  ○**こどもと母親**の地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。  （３）評価の留意点  ○本評価基準では、**こどもと母親**の地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。**こどもと母親**が地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や**こどもと母親**への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。  ○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。 | Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献  Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。  23　Ⅱ－４－（１）－①　**母親、子ども**と地域との交流を広げるための取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親、子ども**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。  ｂ）**母親、子ども**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。  ｃ）**母親、子ども**と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 |   評価の着眼点  □地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。  □**母親と子ども**の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。  □施設や**母親と子ども**への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。  □**母親と子ども**の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の**母親と子ども**のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。  （母子生活支援施設）  □学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親、子ども**の地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、**母親と子ども**の活動範囲を広げるための大切なプロセスです。  ○施設においては、**母親と子ども**の地域活動への参加を推奨し、**母親と子ども**が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。  ○**母親、子ども**と地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、**母親と子ども**の地域への参加は大きな意味を持つといえます。  ○**母親と子ども**の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の**母親と子ども**のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。  （社会的養護共通）  ○**母親と子ども**の地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）  （略）  （母子生活支援施設）  ○**母親と子ども**の地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。  （３）評価の留意点  ○本評価基準では、**母親と子ども**の地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。**母親と子ども**が地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や**母親と子ども**への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。  ○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。 |
| 24　Ⅱ－４－（１）－②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □ボランティアに対して**こどもと母親**との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に**こどもと母親**と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する**こどもと母親**への配慮が重要です。  ○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。  （３）評価の留意点  （略）  ○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、**こどもと母親**への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。  （略）  ○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、**こどもと母親**への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。 | 24　Ⅱ－４－（１）－②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □ボランティアに対して**母親と子ども**との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に**母親と子ども**と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する**母親と子ども**への配慮が重要です。  ○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。  （３）評価の留意点  （略）  ○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、**母親と子ども**への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。  （略）  ○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、**母親と子ども**への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。 |
| Ⅱ－４－（２）　関係機関との連携が確保されている。  25　Ⅱ－４－（２）－①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。  ｂ）**こどもと母親**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |   評価の着眼点  □当該地域の関係機関・団体について、個々の**こどもと母親**の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。  （略）  □地域に適当な関係機関・団体がない場合には、**こどもと母親**のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、施設として、**こどもと母親**によりよい支援を実施することと、退所後の支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**によりよい支援を実施し、退所後も支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。  ○ここで言う「必要な社会資源」とは、**こどもと母親**への支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。  （略）  ○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、**こどもと母親**に対する支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。  （略）  ○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、**こどもと母親**のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。  （母子生活支援施設）  ○福祉事務所と施設は**こどもと母親**の情報を相互に提供することが重要です。  （母子生活支援施設）  ○**こどもと母親**の支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立することが大切です。  （３）評価の留意点  ○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。  （社会的養護共通）  ○退所が近い**こどもと母親**の自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携**の状況**について**、**支援の記録や聞き取りなどから確認します。  （略） | Ⅱ－４－（２）　関係機関との連携が確保されている。  25　Ⅱ－４－（２）－①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。  ｂ）**母親と子ども**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |   評価の着眼点  □当該地域の関係機関・団体について、個々の**母親と子ども**の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。  （略）  □地域に適当な関係機関・団体がない場合には、**母親と子ども**のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、施設として、**母親と子ども**によりよい支援を実施することと、退所後の支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**によりよい支援を実施し、退所後も支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。  ○ここで言う「必要な社会資源」とは、**母親と子ども**への支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。  （略）  ○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、**母親と子ども**に対する支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。  （略）  ○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、**母親と子ども**のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。  （母子生活支援施設）  ○福祉事務所と施設は**母親と子ども**の情報を相互に提供することが重要です。  （母子生活支援施設）  ○**母親と子ども**の支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立することが大切です。  （３）評価の留意点  ○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。  （社会的養護共通）  ○退所が近い**母親と子ども**の自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について支援の記録や聞き取りなどから確認します。  （略） |
| Ⅱ－４－（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。  26　Ⅱ－４－（３）－①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない**こどもと母親**のニーズを把握することも必要です。  （略）  （母子生活支援施設）  〇施設の職員が積極的に地域に出向く取組を通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した**こども**の支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ－４－（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。  26　Ⅱ－４－（３）－①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない**母親と子ども**のニーズを把握することも必要です。  （略）  （母子生活支援施設）  〇施設の職員が積極的に地域に出向く取組を通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した**子ども**の支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。  （３）評価の留意点  （略） |
| 27　Ⅱ－４－（３）－②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○また、災害時には、**こどもと母親**の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。  （略）  （社会的養護共通）  ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて**こどもと母親**等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。  （３）評価の留意点  （略） | 27　Ⅱ－４－（３）－②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○また、災害時には、**母親と子ども**の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。  （略）  （社会的養護共通）  ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて**母親と子ども**等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。  （３）評価の留意点  （略） |
| **Ⅲ　適切な支援の実施**  Ⅲ-１　**こどもと母親**本位の支援  Ⅲ－１－（１）　**こどもと母親**を尊重する姿勢が明示されている。 ２8　Ⅲ－１－（１）－①　**こどもと母親**を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。  |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。  ｂ）**こどもと母親**を尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。  ｃ）**こどもと母親**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。 |   評価の着眼点  □理念や基本方針に、**こどもと母親**を尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。  □**こどもと母親**を尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。  □**こどもと母親**を尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。  □**こどもと母親**の尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。  □**こどもと母親**の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こどもと母親**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援の実施では、**こどもと母親**の意向を尊重することは当然ですが、さらに、**こどもと母親**のＱＯＬの向上を目指した積極的な取組が求められています。  ○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、**こどもと母親**の尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。  （３）評価の留意点  ○施設の種別や**こどもと母親**の年齢の違いによって、**こどもと母親**の尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。  ○**こどもと母親**の尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。 | **Ⅲ　適切な支援の実施**  Ⅲ－１　**母親と子ども**本位の支援  Ⅲ－１－（１）　**母親と子ども**を尊重する姿勢が明示されている。 ２8　Ⅲ－１－（１）－①　**母親と子ども**を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。  |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。  ｂ）**母親と子ども**を尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。  ｃ）**母親と子ども**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。 |   評価の着眼点  □理念や基本方針に、**母親と子ども**を尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。  □**母親と子ども**を尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。  □**母親と子ども**を尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。  □**母親と子ども**の尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。  □**母親と子ども**の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**母親と子ども**を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援の実施では、**母親と子ども**の意向を尊重することは当然ですが、さらに、**母親と子ども**のＱＯＬの向上を目指した積極的な取組が求められています。  ○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、**母親と子ども**の尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。  （３）評価の留意点  ○施設の種別や**母親と子ども**の年齢の違いによって、**母親と子ども**の尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。  ○**母親と子ども**の尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。 |
| 29　Ⅲ－１－（１）－②　**こどもと母親**のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、**こどもと母親**のプライバシーに配慮した支援が行われている。  ｂ）**こどもと母親**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、**こどもと母親**のプライバシーに配慮した支援が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。  （略）  □一人ひとりの**こどもと母親**にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、**こどもと母親**のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。  □**こどもと母親**にプライバシー保護に関する取組を周知している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こどもと母親**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、**こどもと母親**のプライバシーに配慮した支援が行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**の日常生活におけるプライバシーの保護は、**こどもと母親**を尊重した支援の実施における重要事項です。  ○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。**こどもと母親**のプライバシー保護については**こどもと母親**尊重の基本であり、たとえば、**こどもと母親**が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。**こどもと母親**からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。  ○日常的な支援においては、施設の**こどもと母親**や支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの**こどもと母親**にとって、生活の場にふさわしいここちよい環境を提供し、**こどもと母親**のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。  ○プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を**こどもと母親**に周知することも求められます。  （略）  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**のプライバシーに配慮した支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。  （略）  ○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の**こどもと母親**や支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。  ○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ－2－（3）－②「**こどもと母親**に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。 | 29　Ⅲ－１－（１）－②　**母親と子ども**のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、**母親と子ども**のプライバシーに配慮した支援が行われている。  ｂ）**母親と子ども**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、**母親と子ども**のプライバシーに配慮した支援が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。  （略）  □一人ひとりの**母親と子ども**にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、**母親と子ども**のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。  □**母親と子ども**にプライバシー保護に関する取組を周知している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**母親と子ども**のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、**母親と子ども**のプライバシーに配慮した支援が行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**の日常生活におけるプライバシーの保護は、**母親と子ども**を尊重した支援の実施における重要事項です。  ○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。**母親と子ども**のプライバシー保護については**母親と子ども**尊重の基本であり、たとえば、**母親と子ども**が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。**母親と子ども**からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。  ○日常的な支援においては、施設の**母親と子ども**や支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの**母親と子ども**にとって、生活の場にふさわしいここちよい環境を提供し、**母親と子ども**のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。  ○プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を**母親と子ども**に周知することも求められます。  （略）  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**のプライバシーに配慮した支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。  （略）  ○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の**母親と子ども**や支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。  ○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ－2－（3）－②「**母親と子ども**に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。 |
| Ⅲ－１－（２）　支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  30　Ⅲ－１－（２）－①　**こどもと母親**に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。  ｂ）**こどもと母親**が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**が支援を利用するために必要な情報を提供していない。 |   評価の着眼点  （略）  □施設に入所予定の**こどもと母親**については、個別にていねいな説明を実施している。  □見学等の希望に対応している。  □**こどもと母親**に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、支援を必要とする**こどもと母親**が、支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○資料は、**こどもと母親**の視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。  ○施設に入所予定の**こどもと母親**については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。  ○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、**こどもと母親**の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。  （３）評価の留意点  ○支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、**こどもと母親**が情報を簡単に入手できるような取組、**こどもと母親**にとってわかりやすい工夫が必要です。  ○支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の**こどもと母親**に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「ｃ」評価とします。 | Ⅲ－１－（２）　支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  30　Ⅲ－１－（２）－①　**母親と子ども**に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。  ｂ）**母親と子ども**が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**が支援を利用するために必要な情報を提供していない。 |   評価の着眼点  （略）  □施設に入所予定の**母親と子ども**については、個別にていねいな説明を実施している。  □見学等の希望に対応している。  □**母親と子ども**に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、支援を必要とする**母親と子ども**が、支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○資料は、**母親と子ども**の視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。  ○施設に入所予定の**母親と子ども**については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。  ○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、**母親と子ども**の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。  （３）評価の留意点  ○支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、**母親と子ども**が情報を簡単に入手できるような取組、**母親と子ども**にとってわかりやすい工夫が必要です。  ○支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の**母親と子ども**に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「ｃ」評価とします。 |
| 31　Ⅲ－１－（２）－②　支援の開始・過程において**こどもと母親**にわかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**こどもと母親**にわかりやすく説明を行っている。  ｂ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**こどもと母親**に説明を行っているが、十分ではない。  ｃ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**こどもと母親**に説明を行っていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**が自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について**こどもと母親**ができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。  （略）  □支援の開始・過程においては、**こどもと母親**の同意を得たうえでその内容を書面で残している。  □意思決定が困難な**こどもと母親**への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、支援の開始及び過程において、**こどもと母親**にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援の開始や過程においては、**こどもと母親**の自己決定に十分に配慮し、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。  ○支援の開始や過程における説明は、**こどもと母親**の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。  （略）  （社会的養護共通）  ○**こどもと母親**の自己決定にあたっては、**こどもと母親**の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と**こどもと母親**の利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。  **（社会的養護共通）**  **○令和４年児童福祉法改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、施設入所等の措置や一時保護の決定時にこどもの意見聴取等措置を取らなければならないこととされました。社会的養護関係施設では、こどもから聴取した意見または意向を十分勘案したうえで、各関係機関と連携を図りながら、こどもの最善の利益を考慮して支援を行っていくことが重要です。**  （３）評価の留意点  ○施設における説明は、どの**こどもと母親**に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な**こどもと母親**に対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。  ○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、**こどもと母親**への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。  ○また、書面を確認することとあわせて、**こどもと母親**の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。 | 31　Ⅲ－１－（２）－②　支援の開始・過程において**母親と子ども**にわかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**母親と子ども**にわかりやすく説明を行っている。  ｂ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**母親と子ども**に説明を行っているが、十分ではない。  ｃ）支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき**母親と子ども**に説明を行っていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**が自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について**母親と子ども**ができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。  （略）  □支援の開始・過程においては、**母親と子ども**の同意を得たうえでその内容を書面で残している。  □意思決定が困難な**母親と子ども**への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、支援の開始及び過程において、**母親と子ども**にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。  （２）趣旨・解説  ○支援の開始や過程においては、**母親と子ども**の自己決定に十分に配慮し、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。  ○支援の開始や過程における説明は、**母親と子ども**の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。  （略）  （社会的養護共通）  ○**母親と子ども**の自己決定にあたっては、**必要に応じて母親と子ども**の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と**母親と子ども**の利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○施設における説明は、どの**母親と子ども**に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な**母親と子ども**に対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。  ○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、**母親と子ども**への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。  ○また、書面を確認することとあわせて、**母親と子ども**の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「ｃ」評価とします。 |
| 32　Ⅲ－１－（２）－③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □施設を退所した後も、施設として**こどもと母親**が相談できるように担当者や窓口を設置している。  □施設を退所した時に、**こどもと母親**に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**の状態の変化や家庭環境の変化等で、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、**こどもと母親**への支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。  ○地域・家庭への移行にあたっては、**こどもと母親**の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。  ○他の施設への情報提供が必要な場合には、**こどもと母親**の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。  ○施設を退所した後も**こどもと母親**が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、**こどもと母親**に伝えておくことも支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。  （社会的養護共通）  ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが**こどもと母親**の安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。  **（社会的養護共通）**  **○令和４年児童福祉法改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、施設入所等の措置や一時保護の決定時にこどもの意見聴取等措置を取らなければならないこととされました。社会的養護関係施設では、こどもから聴取した意見または意向を十分勘案したうえで、各関係機関と連携を図りながら、こどもの最善の利益を考慮して支援を行っていくことが重要です。**  （略）  （３）評価の留意点  （略） | 32　Ⅲ－１－（２）－③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □施設を退所した後も、施設として**母親と子ども**が相談できるように担当者や窓口を設置している。  □施設を退所した時に、**母親と子ども**に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**の状態の変化や家庭環境の変化等で、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、**母親と子ども**への支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。  ○地域・家庭への移行にあたっては、**母親と子ども**の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。  ○他の施設への情報提供が必要な場合には、**母親と子ども**の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。  ○施設を退所した後も**母親と子ども**が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、**母親と子ども**に伝えておくことも支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。  （社会的養護共通）  ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが**母親と子ども**の安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。  **（新設）**  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ－１－（３）　**こどもと母親**の満足の向上に努めている。  33　Ⅲ－１－（３）－①　**こどもと母親**の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**の満足を把握する仕組みを整備し、**こどもと母親**の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。  ｂ）**こどもと母親**の満足を把握する仕組みを整備し、**こどもと母親**の満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**の満足を把握するための仕組みが整備されていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**の満足に関する調査が定期的に行われている。  □**こどもと母親**への個別の相談面接や聴取等が、**こどもと母親**の満足を把握する目的で定期的に行われている。  □職員等が、**こどもと母親**の満足を把握する目的で、**こどもと母親**会等に出席している。  □**こどもと母親**の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、**こどもと母親**参画のもとで検討会議の設置等が行われている。  □分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こどもと母親**の満足を把握する仕組みを整備し、**こどもと母親**の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**本位の支援は、施設が一方的に判断できるものではなく、**こどもと母親**がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、**こどもと母親**の満足を組織的に調査・把握し、これを支援の質の向上に結びつける取組が必要です。  （社会的養護共通）  ○施設における満足の把握は、**こどもと母親**の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。**こどもと母親**の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、**こどもと母親**の尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足は、日常生活において**こどもと母親**の人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や**こどもと母親**の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。  ○**こどもと母親**の満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。  （略）  ○このような仕組みが機能することで、職員の**こどもと母親**の満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。  （３）評価の留意点  ○施設の事業種別や支援の内容の違いによって、**こどもと母親**の満足の具体的な内容は異なるので、施設として**こどもと母親**の満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また**こどもと母親**の満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。  （5種別共通）  ○**こどもと母親**の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。  ○具体的には、**こどもと母親**の満足に関する調査、**こどもと母親**への個別の聴取、**こどもと母親**懇談会における聴取等があります。**こどもと母親**の満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。  （略） | Ⅲ－１－（３）　**母親と子ども**の満足の向上に努めている。  33　Ⅲ－１－（３）－①　**母親と子ども**の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**の満足を把握する仕組みを整備し、**母親と子ども**の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。  ｂ）**母親と子ども**の満足を把握する仕組みを整備し、**母親と子ども**の満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**の満足を把握するための仕組みが整備されていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**の満足に関する調査が定期的に行われている。  □**母親と子ども**への個別の相談面接や聴取等が、**母親と子ども**の満足を把握する目的で定期的に行われている。  □職員等が、**母親と子ども**の満足を把握する目的で、**母親と子ども**会等に出席している。  □**母親と子ども**の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、**母親と子ども**参画のもとで検討会議の設置等が行われている。  □分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**母親と子ども**の満足を把握する仕組みを整備し、**母親と子ども**の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**本位の支援は、施設が一方的に判断できるものではなく、**母親と子ども**がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、**母親と子ども**の満足を組織的に調査・把握し、これを支援の質の向上に結びつける取組が必要です。  （社会的養護共通）  ○施設における満足の把握は、**母親と子ども**の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。**母親と子ども**の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、**母親と子ども**の尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足は、日常生活において**母親と子ども**の人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足については、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や**母親と子ども**の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。  ○**母親と子ども**の満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。  （略）  ○このような仕組みが機能することで、職員の**母親と子ども**の満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。  （３）評価の留意点  ○施設の事業種別や支援の内容の違いによって、**母親と子ども**の満足の具体的な内容は異なるので、施設として**母親と子ども**の満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また**母親と子ども**の満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。  （5種別共通）  ○**母親と子ども**の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。  ○具体的には、**母親と子ども**の満足に関する調査、**母親と子ども**への個別の聴取、**母親と子ども**懇談会における聴取等があります。**母親と子ども**の満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。  （略） |
| Ⅲ－１―（４）　**こどもと母親**が意見等を述べやすい体制が確保されている。  34　Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）苦情解決の仕組みが確立され**こどもと母親**に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。  ｂ）苦情解決の仕組みが確立され**こどもと母親**に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。  ｃ）苦情解決の仕組みが確立していない。 |   評価の着眼点  （略）  □苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を**こどもと母親**に配布し説明している。  □苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、**こどもと母親**が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。  □苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。  □苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、**こどもと母親**に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た**こどもと母親**のプライバシーに配慮したうえで、公開している。  □苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され**こどもと母親**に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、**こどもと母親**からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、**こどもと母親**からの苦情への対応が規定されています。  ○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、**こどもと母親**の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。  （略）  （３）評価の留意点  ○苦情解決の仕組みについては、**こどもと母親**への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た**こどもと母親**への経過や結果の説明、申出た**こどもと母親**に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。  （略） | Ⅲ－１－（４）　**母親と子ども**が意見等を述べやすい体制が確保されている。  34　Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）苦情解決の仕組みが確立され**母親と子ども**に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。  ｂ）苦情解決の仕組みが確立され**母親と子ども**に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。  ｃ）苦情解決の仕組みが確立していない。 |   評価の着眼点  （略）  □苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を**母親と子ども**に配布し説明している。  □苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、**母親と子ども**が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。  □苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。  □苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、**母親と子ども**に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た**母親と子ども**のプライバシーに配慮したうえで、公開している。  □苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され**母親と子ども**に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、**母親と子ども**からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、**母親と子ども**からの苦情への対応が規定されています。  ○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、**母親と子ども**の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。  （略）  （３）評価の留意点  ○苦情解決の仕組みについては、**母親と子ども**への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た**母親と子ども**への経過や結果の説明、申出た**母親と子ども**に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。  （略） |
| 35　Ⅲ－１－（４）－②　**こどもと母親**が相談や意見を述べやすい環境を整備し、**こどもと母親**に周知している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを**こどもと母親**に伝えるための取組が行われている。  ｂ）**こどもと母親**が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを**こどもと母親**に伝えるための取組が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。  □**こどもと母親**に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**こどもと母親**が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を**こどもと母親**に伝えるための取組が行われているか評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、**こどもと母親**本位の支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。  （略）  ○意見については、**こどもと母親**との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。  **（母子生活支援施設）**  **○令和４年児童福祉法改正により、施設において意見表明等支援員がこども本人や関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問したりすることにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見などを取り扱う意見表明等支援事業が都道府県の事業として整備されました。施設においては、このような制度も活用しながらこどもの意見表明の機会を保障していくことも重要です。**  **（社会的養護共通）**  **○施設には、発達に課題があったり、被虐待経験などからトラウマを抱えていたりするこどももおり、自分の思いや考えを言語化することが特に苦手なこどももいます。こども一人ひとりの発達段階や状態などに合わせた意見表明の支援を行っていくことが必要です。**  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**の相談、意見に関する取組については、**こどもと母親**に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。  （略）  （社会的養護共通）  ○**こどもと母親**が自由に意見を表明できるよう、**こどもと母親**と職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○普段の**こどもと母親**の表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない**こどもと母親**について、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを**こどもと母親**が理解していることを確認します。 | 35　Ⅲ－１－（４）－②　**母親と子ども**が相談や意見を述べやすい環境を整備し、**母親と子ども**に周知している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを**母親と子ども**に伝えるための取組が行われている。  ｂ）**母親と子ども**が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを**母親と子ども**に伝えるための取組が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。  □**母親と子ども**に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、**母親と子ども**が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を**母親と子ども**に伝えるための取組が行われているか評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、**母親と子ども**本位の支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。  （略）  ○意見については、**母親と子ども**との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。  **（新設）**  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**の相談、意見に関する取組については、**母親と子ども**に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。  （略）  （社会的養護共通）  ○**母親と子ども**が自由に意見を表明できるよう、**母親と子ども**と職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○普段の**母親と子ども**の表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない**母親と子ども**について、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを**母親と子ども**が理解していることを確認します。 |
| 36　Ⅲ－１－（４）－③　**こどもと母親**からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。  ｂ）**こどもと母親**からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**からの相談や意見の把握が十分ではない。 |   評価の着眼点  □職員は、日々の支援の実施において、**こどもと母親**が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。  □意見箱の設置、アンケートの実施等、**こどもと母親**の意見を積極的に把握する取組を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、**こどもと母親**からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。  （２）趣旨・解説  ○苦情に関わらず、支援の内容や生活環境の改善等に関する**こどもと母親**からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、**こどもと母親**からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。  ○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、**こどもと母親**の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、支援の質と**こどもと母親**からの信頼を高めるために有効です。  ○苦情解決同様に、**こどもと母親**からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。  ○意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。  ○対応マニュアル等においては、**こどもと母親**の意見や要望、提案等にもとづく支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、**こどもと母親**への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。  （３）評価の留意点  （略）  ○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう**こどもと母親**の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。  （略）  （社会的養護共通）  ○意見、要望、提案等への対応は、**こどもと母親**の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。 | 36　Ⅲ－１－（４）－③　**母親と子ども**からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。  ｂ）**母親と子ども**からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**からの相談や意見の把握が十分ではない。 |   評価の着眼点  □職員は、日々の支援の実施において、**母親と子ども**が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。  □意見箱の設置、アンケートの実施等、**母親と子ども**の意見を積極的に把握する取組を行っている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、**母親と子ども**からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。  （２）趣旨・解説  ○苦情に関わらず、支援の内容や生活環境の改善等に関する**母親と子ども**からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、**母親と子ども**からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。  ○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、**母親と子ども**の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、支援の質と**母親と子ども**からの信頼を高めるために有効です。  ○苦情解決同様に、**母親と子ども**からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。  ○意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。  ○対応マニュアル等においては、**母親と子ども**の意見や要望、提案等にもとづく支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、**母親と子ども**への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。  （３）評価の留意点  （略）  ○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう**母親と子ども**の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。  （略）  （社会的養護共通）  ○意見、要望、提案等への対応は、**母親と子ども**の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。 |
| Ⅲ－１－（５）　安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。  37　Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）リスクマネジメント体制を構築し、**こどもと母親**の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  ｂ）リスクマネジメント体制を構築しているが、**こどもと母親**の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。  ｃ）リスクマネジメント体制が構築されておらず、**こどもと母親**の安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。 |   評価の着眼点  （略）  □**こどもと母親**の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こどもと母親**の安心と安全を確保し支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に**こどもと母親**の安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。  ○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。  （母子生活支援施設）  ○**こどもと母親**に対する強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。  （社会的養護共通）  ○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。  **（社会的養護共通）**  **○令和4年児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、令和６年度から社会的養護関係施設における「安全計画」の策定が義務付けられました。**  （３）評価の留意点  ○事故発生時の適切な対応と**こどもと母親**の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。  （略）  （社会的養護共通）  ○**こどもと母親**に対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。 | Ⅲ－１－（５）　安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。  37　Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）リスクマネジメント体制を構築し、**母親と子ども**の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。  ｂ）リスクマネジメント体制を構築しているが、**母親と子ども**の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。  ｃ）リスクマネジメント体制が構築されておらず、**母親と子ども**の安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。 |   評価の着眼点  （略）  □**母親と子ども**の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**母親と子ども**の安心と安全を確保し支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  ○支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に**母親と子ども**の安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。  ○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。  （母子生活支援施設）  ○**母親と子ども**に対する強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。  （社会的養護共通）  ○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○事故発生時の適切な対応と**母親と子ども**の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。  （略）  （社会的養護共通）  ○**母親と子ども**に対する強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。 |
| 38　Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における**こどもと母親**の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する**こどもと母親**の安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。  ｂ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する**こどもと母親**の安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。  ｃ）感染症の予防策が講じられていない。 |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な**こどもと母親**の安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。  （略）  **（社会的養護共通）**  **○マニュアルの整備に加えて、努力義務である「事業継続計画」（ＢＣＰ）の策定などにより必要な対策を行うことが求められます。**  （３）評価の留意点  （略） | 38　Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における**母親と子ども**の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する**母親と子ども**の安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。  ｂ）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する**母親と子ども**の安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。  ｃ）感染症の予防策が講じられていない。 |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な**母親と子ども**の安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。  （略）  **（新設）**  （３）評価の留意点  （略） |
| 39　Ⅲ－１－（５）－③　災害時における**こどもと母親**の安全確保のための取組を組織的に行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**こどもと母親**の安全確保のための取組を組織的に行っている。  ｂ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**こどもと母親**の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。  ｃ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**こどもと母親**の安全確保のための取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □災害時の対応体制が決められている。  □立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」（ＢＣＰ）を定め、必要な対策**を講じている。**    □**こどもと母親**及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。  （略）  **□地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。**  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している**こどもと母親**の安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**の安全を確保するためには、支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。  ○施設においては、災害時においても、**こどもと母親**の安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「事業（支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。  ○災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）**をあらかじめ定めることに加え、努力義務である「事業継続計画」（ＢＣＰ）の策定などにより必要な対策を行うことが求められます。**  （略）  （３）評価の留意点  ○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。**「事業継続計画」（ＢＣＰ）を策定している場合はあわせて評価します。**  ○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、**こどもと母親**及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。  （略） | 39　Ⅲ－１－（５）－③　災害時における**母親と子ども**の安全確保のための取組を組織的に行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**母親と子ども**の安全確保のための取組を組織的に行っている。  ｂ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**母親と子ども**の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。  ｃ）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、**母親と子ども**の安全確保のための取組を行っていない。 |   評価の着眼点  □災害時の対応体制が決められている。  □立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」（ＢＣＰ）を定め、必要な対策**・訓練等を行っている。**    □**母親と子ども**及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。  （略）  **（新設）**  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している**母親と子ども**の安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**の安全を確保するためには、支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。  ○施設においては、災害時においても、**母親と子ども**の安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「事業（支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。  ○災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）**をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。**  （略）  （３）評価の留意点  ○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、**「事業継続計画」（BCP）を策定し、**より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。  ○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、**母親と子ども**及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。  （略） |
| Ⅲ－２　支援の質の確保  Ⅲ－２－（１）　支援の標準的な実施方法が確立している。  40　Ⅲ－２－（１）－①　支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □標準的な実施方法が適切に文書化されている。  □標準的な実施方法には、**こどもと母親**の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設における支援の実践は、**こどもと母親**の状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。  ○標準化とは、画一化とは異なり、支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての**こどもと母親**に対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。  ○標準化とは、各施設における**こどもと母親**の状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの**こどもと母親**の個別性に着目した対応を行うことが必要です。  ○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、支援の実施時の留意点や**こどもと母親**のプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅲ－２　支援の質の確保  Ⅲ－２－（１）　支援の標準的な実施方法が確立している。  40　Ⅲ－２－（１）－①　支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  □標準的な実施方法が適切に文書化されている。  □標準的な実施方法には、**母親と子ども**の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○施設における支援の実践は、**母親と子ども**の状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。  ○標準化とは、画一化とは異なり、支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての**母親と子ども**に対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。  ○標準化とは、各施設における**母親と子ども**の状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの**母親と子ども**の個別性に着目した対応を行うことが必要です。  ○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、支援の実施時の留意点や**母親と子ども**のプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 41　Ⅲ－２－（１）－②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □検証・見直しにあたり、職員や**こどもと母親**からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○標準的な実施方法については、**こどもと母親**が必要とする支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、支援の質の向上にとって必要です。  ○標準的な実施方法の見直しは、職員や**こどもと母親**からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | 41　Ⅲ－２－（１）－②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  □検証・見直しにあたり、職員や**母親と子ども**からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○標準的な実施方法については、**母親と子ども**が必要とする支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、支援の質の向上にとって必要です。  ○標準的な実施方法の見直しは、職員や**母親と子ども**からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ－２－（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42　Ⅲ－２－（２）－①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。  ｂ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。 |   評価の着眼点  （略）  □自立支援計画には、**こどもと母親**一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。  □自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、**こどもと母親**の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、**こどもと母親**のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（**こどもと母親**一人ひとりについてニーズと具体的な支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。  **（母子生活支援施設）**  **○自立支援計画は、こどもと母親本人の自立に向けた目標設定や施設としての支援方針を定め、施設での生活や退所後の生活、家族との関係にも関わるものであり、こどもと母親の意見または意向を十分に聴くことが求められています。**  （略）  ○自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また**こどもと母親**への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。  ○アセスメントは、**こどもと母親**の心身の状況や生活状況等を把握するとともに、**こどもと母親**にどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。**こどもと母親**の状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。  （略）  ○アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、**こどもと母親**全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。  ○自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から**こどもと母親**のより良い状態を検討する必要があります。  （社会的養護共通）  ○様式の中には、**こどもと母親**の強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、**こどもと母親**の担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。  （略）  （社会的養護共通）  ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、**こどもと母親**に理解できる目標として、表現し、努力目標として**こどもと母親**に説明し、合意と納得を得て決まります。  （5種別共通）  ○発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、**こども**等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。  （略）  **（母子生活支援施設）**  **○意見表明権の尊重の観点から、自立支援計画策定のための会議等にこどもと母親が参加したり、個別の面談によりこどもと母親の意見または意向を聴取したりするなど、こどもと母親の状況に合わせて意見表明の機会を保障し、その内容を自立支援計画に反映させていくことが求められます。また、策定された自立支援計画の内容をこどもと母親本人が知ることも重要です。**  （３）評価の留意点  ○**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、**こどもと母親**の**意見・意向**やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく支援がなされているか、支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。  （略）  ○**こどもと母親**の**意見・**意向の反映については、自立支援計画に**こどもと母親**の**意見・**意向が明示されていることによって、**意見・**意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。  ○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、**こどもと母親**数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。  ○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。  ○**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。 | Ⅲ－２－（２）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42　Ⅲ－２－（２）－①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。  ｂ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。 |   評価の着眼点  （略）  □自立支援計画には、**母親と子ども**一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。  □自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、**母親と子ども**の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、**母親と子ども**のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（**母親と子ども**一人ひとりについてニーズと具体的な支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。  **（新設）**  （略）  ○自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また**母親と子ども**への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。  ○アセスメントは、**母親と子ども**の心身の状況や生活状況等を把握するとともに、**母親と子ども**にどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。**母親と子ども**の状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。  （略）  ○アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、**母親と子ども**全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。  ○自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から**母親と子ども**のより良い状態を検討する必要があります。  （社会的養護共通）  ○様式の中には、**母親と子ども**の強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、**母親と子ども**の担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。  （略）  （社会的養護共通）  ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、**母親と子ども**に理解できる目標として、表現し、努力目標として**母親と子ども**に説明し、合意と納得を得て決まります。  （5種別共通）  ○発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、**子ども**等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。  （略）  **（新設）**  （３）評価の留意点  ○**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、**母親と子ども**の**希望**やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく支援がなされているか、支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。  （略）  ○**母親と子ども**の意向の反映については、自立支援計画に**母親と子ども**の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。  ○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、**母親と子ども**数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。  ○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。  ○**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「ｃ」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。 |
| 43　Ⅲ－２－（２）－②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）自立支援計画について、実施状況の評価と**自立支援**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。  ｂ）自立支援計画について、実施状況の評価と**自立支援**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。  ｃ）自立支援計画について、実施状況の評価と**自立支援**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。 |   評価の着眼点  （略）  □自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、**こどもと母親**の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と**自立支援**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、ＰＤＣＡのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。  ○自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、**自立支援**計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。  （略）  （３）評価の留意点  ○自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。  ○自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する**こどもと母親**の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。  ○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と**自立支援**計画等の書面によって評価します。  （略） | 43　Ⅲ－２－（２）－②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）自立支援計画について、実施状況の評価と**実施**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。  ｂ）自立支援計画について、実施状況の評価と**実施**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。  ｃ）自立支援計画について、実施状況の評価と**実施**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。 |   評価の着眼点  （略）  □自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、**母親と子ども**の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と**実施**計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、ＰＤＣＡのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。  ○自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、**実施**計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。  （略）  （３）評価の留意点  ○自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。  ○自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する**母親と子ども**の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。  ○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と**実施**計画等の書面によって評価します。  （略） |
| Ⅲ－２－（３）　支援の実施の記録が適切に行われている。  44　Ⅲ－２－（３）－①　**こどもと母親**に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。  ｂ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**こどもと母親**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**一人ひとりに対する支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。  ○適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として**こどもと母親**の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。  ○また、記録のほか、**こどもと母親**の状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。  ○**こどもと母親**の状況等に関する情報とは、**こどもと母親**の状況、支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、**こどもと母親**に関わる日々の情報すべてを指します。  （略）  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、**こどもと母親**の状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  （社会的養護共通）  ○**こどもと母親**の強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○評価方法は、訪問調査において、**こどもと母親**数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、**こどもと母親**の状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。 | Ⅲ－２－（３）　支援の実施の記録が適切に行われている。  44　Ⅲ－２－（３）－①　**母親と子ども**に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。  ｂ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、**母親と子ども**一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**一人ひとりに対する支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。  ○適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として**母親と子ども**の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。  ○また、記録のほか、**母親と子ども**の状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。  ○**母親と子ども**の状況等に関する情報とは、**母親と子ども**の状況、支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、**母親と子ども**に関わる日々の情報すべてを指します。  （略）  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、**母親と子ども**の状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  （社会的養護共通）  ○**母親と子ども**の強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○評価方法は、訪問調査において、**母親と子ども**数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、**母親と子ども**の状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。 |
| 45　Ⅲ－２－（３）－②　**こどもと母親**に関する記録の管理体制が確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**こどもと母親**に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。  ｂ）**こどもと母親**に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  ｃ）**こどもと母親**に関する記録の管理について規程が定められていない。 |   評価の着眼点  □**こどもと母親**の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、個人情報保護規程等の**こどもと母親**の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**こどもと母親**に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の２つの観点から管理体制が整備される必要があります。  ○施設が保有する**こどもと母親**の情報は、個人的な情報であり、その流出は**こどもと母親**に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。  （略）  ○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで**こども**や保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。  ○一方、情報開示については、**こどもと母親**から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、**こどもと母親**への配慮等が求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | 45　Ⅲ－２－（３）－②　**母親と子ども**に関する記録の管理体制が確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  ａ）**母親と子ども**に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。  ｂ）**母親と子ども**に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  ｃ）**母親と子ども**に関する記録の管理について規程が定められていない。 |   評価の着眼点  □**母親と子ども**の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準は、個人情報保護規程等の**母親と子ども**の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。  （２）趣旨・解説  ○**母親と子ども**に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の２つの観点から管理体制が整備される必要があります。  ○施設が保有する**母親と子ども**の情報は、個人的な情報であり、その流出は**母親と子ども**に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。  （略）  ○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで**子ども**や保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。  ○一方、情報開示については、**母親と子ども**から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、**母親と子ども**への配慮等が求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |